

## 5 高齢者虐待防止について

Outline

まず、こちらの資料を御覧ください!



施設・事業所における  
高齢者虐待防止  
学習テキスト



社会福祉法人 東北福祉会  
認知症介護研究・研修仙台センター

(平成20年度 老人保健健康増進等事業補助金による助成事業)

『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』  
3.学習者用教材

認知症介護研究・研修センター研究報告書  
仙台センター・平成20年度  
ホームページ

「認知症介護情報ネットワーク(DCnet)」  
(<http://www/dcnet.gr.jp>)

掲載ページ

[http://www.dcnet.gr.jp/kaigokenkyu/kaigokenkyu\\_06\\_003f\\_01\\_03.html](http://www.dcnet.gr.jp/kaigokenkyu/kaigokenkyu_06_003f_01_03.html)

必読です!



ケア従事者のための  
身体拘束ゼロ  
ハンドブック

～拘束のないケアを  
実施するために～

■ アンケート結果

回答数→ 52施設

回答率→ 約59.8%

参考にして  
いますか？

◎ アンケート用紙については、「その他参考資料」に添付している。

◎ 集計したものを次頁以下に示すので、特に「有効だったケアの工夫例」などを今後の参考してほしい。

前回(H21年度)集団指導から

前回(H21年度)集団指導「アンケート結果」

「有効だったケアの工夫例」を表に取りまとめました。

有効だったケアの工夫例～平成21年度集団指導・アンケート結果から～

身体拘束禁止の対象となる 具体的行為	工夫例
<p>① <b>禁止行為</b> 子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p>	<p><b>工夫例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッドを止めて布団に変えた。</li> <li>・日中はアクティビティの充実を図る。</li> <li>・安全に動けるように環境整備等を行う。</li> <li>・徘徊時は職員が付きそう。</li> <li>・居室に危険物を置かない。</li> <li>・徘徊理由の選出し、要因候補から消失可能なものへの対応を実施。</li> <li>・徘徊の原因追及。</li> <li>・日中はマンツーマン対応で歩いて運動し、夜間は眠れるようにする。</li> <li>・見守り態勢の工夫。</li> <li>・足下センサーなど</li> </ul>

今後、更新していきます。  
情報提供をお願いします。

## 岡山県の高齢者虐待状況

### ● 養護者による虐待

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談・通報件数	421件	421件	483件	465件
虐待判断件数	289件	353件	384件	377件

### ● 養介護施設従事者等による虐待

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談・通報件数	3件	5件	14件	5件
虐待判断件数	1件	1件	0件	1件

#### 平成21年度の虐待判断事例

- ・被虐待者 7人(男性2人 女性5人)
- ・虐待者 4人(いずれも介護職員)
- ・高齢者虐待の累計 身体的虐待、心理的虐待

## 6 介護保険法等改正の動向

介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋)  
《 社会保障審議会介護保険部会：平成22年11月30日》

Outline

### Ⅲ 介護保険制度の見直しについて

#### 1 要介護高齢者を地域全体で支えるための体制の整備(地域包摂ケアシステムの構築)

##### (4) 住まいの整備

○ 高齢者の住まいについては、老人福祉法と高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)という2本の法律が存在している状況であるが、利用者にとって分かりやすい体系とすることが望ましい。一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置付け、これらの住宅について、サービス内容の情報開示や入居一時金の保全強化等を図っていく必要がある。

一方、老人福祉法における有料老人ホームに対する規制については、この新たなサービス付高齢者住宅の基準等との整合性も考慮しつつ、さらに、近年発生した火災事故の教訓や高齢者虐待に対する懸念を指摘する声を踏まえ、防火対策・虐待防止等を徹底していくべきである。



介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要《全国厚生労働関係部局長会議資料:平成23年1月21日》

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- ① 有料老人ホーム等における利用者保護規定を追加。
  - ② 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。
- ※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付高齢者住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

有料老人ホームと高齢者  
専用賃貸住宅に関する改正

4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の活用など、高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村における認知症対策を計画的に推進。

5 保険者機能の充実

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

動向を注視!

【施行日】

1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

**新制度案(高齢者住まい法の改正等)**  
《国土交通省住宅局資料「高齢者住宅施策について」平成22年11月29日》

サービス付き高齢者住宅(仮称)について

現 行

高齢者住まい法

高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃)／高齢者専用賃貸住宅(高専賃)  
／高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)

老人福祉法

有料老人ホーム

新制度案(高齢者住まい法の改正等)

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、国土交通省・厚生労働省共管の制度として、新たに都道府県知事への登録制度として「サービス付き高齢者住宅制度(仮称)」を創設  
(高齢者住まい法の改正を予定)

【登録基準】(例)

《住宅(ハード)に関する基準》

- ・規模に関する基準(原則25㎡以上。ただし、居間、食堂、台所その他の部分が、高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18㎡以上)
- ・設備に関する基準(便所、洗面設備の必置)
- ・バリアフリー化

《サービスに関する基準》

- ・高齢者支援サービスを提供すること。(うち、安否確認、生活相談は必須)  
[高齢者支援サービスの例: 食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

【登録事業者の義務】

- ・入居契約に係る措置(提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の重要事項説明)
- ・賃貸借方式(利用権方式の場合、居住の安定が図られた契約内容であること(事業者側の正当事由なき契約解除の禁止等))
- ・前払家賃等を受領する場合の返還ルール及び保全措置

【行政による指導監督】

- ・住宅管理や生活支援サービスに関する行政の指導監督(報告徴収・立入検査・改善命令等)
- ・地方公共団体における福祉部局・住宅部局の連携

\* 高円賃(登録制度)・高優賃(供給計画認定制度)は廃止し、経過措置を設ける。



# 7 前払金に係る契約の問題について

Outline

「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」

改正老人福祉法施行(平成18年)

一定の規制強化(前払金の保全義務化、都道府県の立入検査権の付与等)

しかしながら...

- ・有料老人ホームに関する相談件数は増加の一途  
(昨年度全国の消費生活センターの相談件数:平成17年度対比約1.7倍)
- ・「契約・解約」に関する相談が8割  
→家賃や入居一時金等の名目で徴収される前払金の返還金に係る苦情が多い。

このままだと...

- (1) 今後、高齢化が急速に進展する
- (2) 高齢者向けの住宅・施設の中で、有料老人ホームの在居者数の伸びが最も大きい
- (3) 悪質な事業者の風評により、優良な事業者の良質なサービスが市場で評価されない  
→有料老人ホームの入居契約における前払金の返還に係る消費者苦情について抜本的な解決を図らなければ、消費者被害がさらに続くだけでなく、市場の健全な発展も見込めない。

そこで...

厚生労働省、都道府県、関係業界団体及び消費者団体等へのヒアリング等調査を実施

参考:内閣府 消費者委員会(平成22年12月17日)

内閣府ホームページ

[http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/101217\\_kengi.html](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/101217_kengi.html)

建議内容(要約) ※社団法人全国有料老人ホーム協会ホームページに掲載

1 短期解約特例(「90日ルール」)

- －90日ルールを設けていない事業者への指導
- －契約締結時点で入居できない場合の取り扱い
- －90日以内の申し出を行えばルールが適用される事の明確化
- －事業者が返還時に受領できる利用料等の明確化

等を行うために老人福祉法施行規則を改正するなどルールの法制化を求める。

2 前払い金の保全措置の徹底

- －法律に違反して保全措置を講じていない事業者の解消
- －違反事業者への直罰設置

等を求める。

3 設置運営指導指針規程の徹底等

- ア. 前払い金の適切な償却期間設定
- イ. 前払い金の算定基礎の書面明示等
- ウ. 入居前の消費者に対する適切な情報提供の仕組み整備等のための対策を求める

厚生労働省に対し平成23年6月までに  
実施状況の報告を求める。

参考:内閣府 消費者委員会(平成22年12月17日)

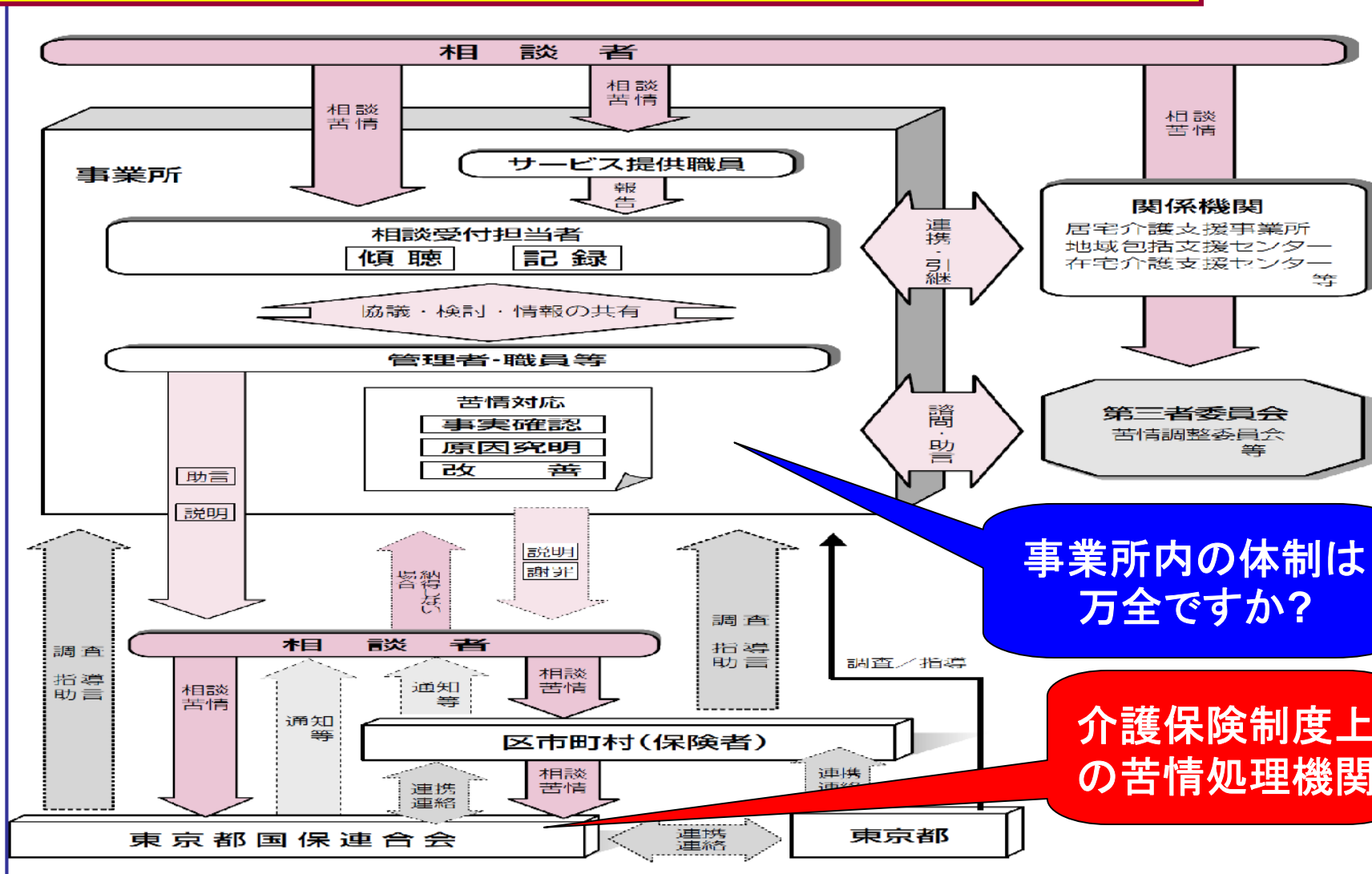
内閣府ホームページ

[http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/101217\\_kengi.html](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/101217_kengi.html)

# 8 苦情窓口

事業所における相談・苦情対応のフロー図  
(参考:東京都国保連資料『介護サービス向上のために～苦情対応から学ぶ～』)

Outline



事業所内の体制は万全ですか?

介護保険制度上の苦情処理機関

「介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置付けられている」

重要事項説明書等に機関名、電話番号等を明示

岡山県国保連合会【介護110番】  
(参考:パンフレット)

掲載をお願いします。

岡山県国保連合会【介護110番】



086-223-8811

苦情相談の秘密は必ず守ります! ※相談はお住まいの市町村の  
介護保険担当窓口でも受付けています。

岡山県国民健康保険団体連合会

〒700-8568 岡山市北区桑田町17-5

受付時間:午前8時30分~午後5時[土・日曜日、祝日、年末年始を除く]

FAX・ホームページからも受付けています FAX 086-223-9109

URL <http://www.okayama-kokuhoren.com/>

不適正事業者等に関する  
情報も受け付けています!





## 9 「申請の手引き」改正の概要

### 更新申請時: その①

Outline

#### ○介護保険法施行規則(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号)

(指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第二百三十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 ～ 十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十五 (以下 略)

介護給付費算定に係る体制等に変更がない場合添付されない可能性がある。

そこで...

提出書類に「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を含める。

※更新申請とともに、体制等届出の変更届を提出する場合は、届出の添付書類である同表を更新申請書の添付書類として代えることができる。

更新申請時: その②

○介護保険法施行規則(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号)

(指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第二百三十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

1 ~ 3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る**申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。**

省略した提出書類については、明示する必要がある。(添付漏れを防ぐ)

そこで...

添付省略した提出書類がある場合、  
「指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書」を提出する。

①②とも、平成23年4月更新(2月申請)から適用

# 10 前回の集団指導資料から

## 管理者・生活相談員の責務と質の向上

Outline

### 前回の集団指導(平成22年2月1日)

- ◎ 管理者及び生活相談員の業務・役割があいまいなまま運営されている。
- ◎ 管理者は、老人福祉法等(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)における施設長と同一者である場合がほとんどであるため、業務内容について重複する部分が多い。
- ◎ 生活相談員の施設内における位置付けが、介護保険法関係の書籍等でほとんど示されていない。

### そこで...

参考資料として、(社)全国有料老人ホーム協会の報告書の内容を一部紹介するので、今後とも質の向上を図るよう各施設で努めていただきたい。

参考にして  
いますか？

常に、責務と質の向上に努めてください。

前回の集団指導は、長寿社会課ホームページに掲載  
[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif\\_id=54382](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=54382)

介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応について  
《県通知：平成20年3月31日長寿第1920号》

項目	取組
介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成等、あらかじめ対応方法を定める。</li> <li>・定期的な施設内研修等、従業者に対し周知徹底</li> <li>・施設外研修への参加による知識の習得</li> </ul>
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な措置を迅速に行う。 ・家族、<b>県</b>、市町村等に連絡・報告</li> <li>・記録し、最低2年間保存</li> </ul>
事故後の対応及び再発防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賠償すべき場合は、速やかに損害賠償</li> <li>・原因を分析、改善策を講じ、全従業者へ周知</li> </ul>

入居者の処遇向上

報告すべき事故の範囲

- ① サービス提供による利用者の事故等
  - ・ 死亡事故
  - ・ 転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等で、医療機関で治療又は入院
  - ・ 上記と同等の医療措置を行ったもの
    - 事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの(例：自殺、失踪、喧嘩)を含む。
- ② 食中毒、感染症(インフルエンザ、ノロウイルス)の集団発生
- ③ 従業者の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響あるもの
- ④ 火災、震災、風水害等の災害による重大な事故



## ■ 消費者安全法(平成21年9月1日施行) 消費者庁(平成21年9月1日設置)

### — 背景 —

近年、食品表示偽装事件、中国製冷凍ギョーザの薬物中毒事件、事故米の転売、EV事故など国民生活に身近なところで様々な問題が生じたが、苦情や情報を一元化する機関がなく、縦割り行政や消費者保護の観点から社会問題となっていた。

➔ 製品の使用やサービス提供に伴う重大事故について、  
**消費者庁に情報が一元化され、公表**されることになった。  
…介護サービスに伴う重大事故(感染症や食中毒)も含まれる。

事業者が直接、消費者庁  
に連絡する必要はない。

これまでどおり、介護事故であれば  
県、市町村等に報告、感染症関係  
であれば保健所へも報告すること。

## ■ 非常災害対策

- ・ 平成21年7月に山口県の特別養護老人ホームにおいて、土石流の直撃により死亡者が出たことを受け、本県の施設等についてその状況調査を行った。



- ・ 風水害(高潮、洪水、土砂災害等)、地震に関わる計画が未策定である施設が見られた。



- ◎ 各施設の実情に合った計画を作成し、避難訓練等を実施していただきたい。 ※各市町村の消防、土木部局等に相談・照会すること。
- ◎ なお、避難訓練については、最低年2回以上の実施であるが、そのうち1回は「夜間」を想定して行っていただきたい。

感染症・食中毒対策

ホームページ(集団指導資料  
掲載ページ)にチラシ等掲載

Outline

**1) 疥癬症** 疥癬虫(ヒゼンダニ) ...主に手のひら・親指の付け根に赤い小丘疹  
《予防対策》

①手洗い(こすり荒い)・消毒 ②シーツ交換、寝具類の共有に注意 ③介護中の肌の露出を防ぐ ④入浴の順番

**2) ウィルス性感染(B型肝炎・C型肝炎)** 血液を介する。  
《予防対策》

①血液、粘膜、体液などに直接触れない。(手袋の使用) ②手洗い

**3) インフルエンザ** 突然の発症、38℃を超える発熱、上気道炎症状、倦怠感、頭痛など  
《予防対策》

①手洗い・消毒・うがい ②適切な湿度 ③十分な休養と栄養補給 ④流行時は外出を控える ⑤予防接種

**4) ノロウィルス** 激しい嘔吐、下痢、腹痛、発熱、頭痛、筋肉痛など  
《予防対策》

①徹底した手洗い ②清掃 ③汚物の処理 ④健康管理 ⑤食材の加熱(85℃以上・1分間)

**5) 食中毒**  
《予防対策》

①手洗い・消毒 ②身だしなみ ③調理器具等の洗浄・消毒 ④食品の冷却 ⑤食材の加熱(85℃以上・1分間)



- 各ホームページ(健康推進課・生活衛生課・長寿社会課・厚生労働省)に注意しておくこと
- 長寿社会課からはメール等で注意喚起

## ■ 自己点検シート〈岡山県版〉

表紙	使用方法・注意事項
<p>平成22年度</p> <p>自己点検シート (人員・設備・運営編)</p> <p>(一般型特定施設入居者生活介護) (一般型介護予防特定施設入居者生活介護)</p> <p>事業所番号：33 _____</p> <p>事業所名： _____</p> <p>点検年月日：平成 年 月 日( )</p> <p>記入者： _____</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地指導(又は立入検査)の時は、原則として県民局へ当日提出</li> <li>・<u>実地指導時のみに使用するものではなく、平素から使用するもの</u></li> </ul>
	導入のメリット
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の指導ポイント、根拠などの明確化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民局によるスムーズな実地指導(又は立入検査)の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者側で疑問に思うことを整理しやすい</li> </ul>
	使用様式
	※特定施設(介護保険法)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検シート(人員・設備・運営編)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検シート(介護報酬編)</li> </ul>
	※有料老人ホーム(老人福祉法)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検シート</li> </ul>

定期的  
確認しましょう!



■ HPの活用

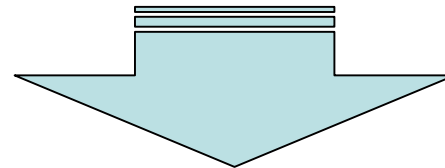
区分	名称	アドレス
県	長寿社会課	<a href="http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35">http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35</a>
	介護保険に関する厚生労働省からの通知	
	介護保険事業所の皆様へ 新型インフルエンザへの対応について	
	消費生活用製品(介護ベッド等)の重大製品事故に係る公表について	
	OKAYAMA KAIGO NEWS → トピックス	
	集団指導資料	月1回は確認しましょう!
	各種申請・届出・自己点検様式	
	健康推進課	<a href="http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36">http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36</a>
	生活衛生課	<a href="http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=37">http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=37</a>
国	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/index.shtml">http://www.mhlw.go.jp/index.shtml</a>
	介護・高齢者福祉	<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index.html</a>
	介護サービス関係Q&A	<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html</a>
	消費者庁	<a href="http://www.caa.go.jp/">http://www.caa.go.jp/</a>
その他	(社)全国有料老人ホーム協会	<a href="http://www.yurokyo.or.jp/topics/01.html">http://www.yurokyo.or.jp/topics/01.html</a>
	特定施設事業者連絡協議会 (特定協)	<a href="http://www.tokuteikyo.jp/index.php">http://www.tokuteikyo.jp/index.php</a>

ホームページ(集団指導資料  
掲載ページ)に様式を掲載

メールアドレス	疑義照会																
<p>◆県からの通知などは全てメール。 →可能な限り、事業所単位でメールアドレスを登録 ※登録変更:早めに、長寿社会課 事業者指導班へ(特に3~4月)</p>	<p>◆質問票により、FAXで行うこと。 ◆原則として、電話の疑義照会には、対応しない。 ◆質問票提出先:各県民局</p>																
<div data-bbox="416 826 1088 1426"> <p><b>FAX送信表</b> 送付先FAX番号 086-224-2215</p> <p>岡山県 保健福祉部 長寿社会対策課 事業者指導班 行</p> <p>県からの通知等に係るメールアドレス登録票 (有料老人ホーム・特定施設)</p> <p>平成19年度より、県からの通知、お問い合わせ等はメールで行っています。メールアドレスを登録していない事業者については、今後FAXでの対応させていただきます。</p> <p>記入日 平成 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td>                     ① 事業所として初めての登録ですか？(これまで登録しているメールアドレスはありませんか。) → はい ・ いいえ                      ② 上記下の事業所でもいれたい事業所の場合も記入ください。 登録済みのメールアドレスはどうしますか？ → アドレス変更のため別表提出 ・ 別表せず追加で登録希望                      アドレス記入欄                      (正確に記述すること。アンダーバー・ハイフン、ゼロとOを区別して記述。)                 </td> </tr> <tr> <td>記入者</td> <td>                     姓 名                      氏 名                      電 話                      F A X                 </td> </tr> </table> <p>※原則として、事業者のメールアドレスを登録するようになっています。</p> </div>	事業所名		メールアドレス	① 事業所として初めての登録ですか？(これまで登録しているメールアドレスはありませんか。) → はい ・ いいえ ② 上記下の事業所でもいれたい事業所の場合も記入ください。 登録済みのメールアドレスはどうしますか？ → アドレス変更のため別表提出 ・ 別表せず追加で登録希望 アドレス記入欄 (正確に記述すること。アンダーバー・ハイフン、ゼロとOを区別して記述。)	記入者	姓 名 氏 名 電 話 F A X	<div data-bbox="1149 826 1843 1426"> <p>※県民局の対応は県民局担当課長以上の専任職員様にご確認ください。</p> <p><b>質 問 票</b> 平成 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所名 (法人番号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〒(郵便番号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>FAX番号</td> </tr> <tr> <td>担当者名 (氏名)</td> <td>(職名)</td> </tr> </table> <p>【問 題】</p> <p>【取 扱】</p> <p>※ ご質問がある場合は、この質問票により、必ずFAXにてお問い合わせください。</p> </div>	事業所名 (法人番号)		〒(郵便番号)		所在地		電話番号	FAX番号	担当者名 (氏名)	(職名)
事業所名																	
メールアドレス	① 事業所として初めての登録ですか？(これまで登録しているメールアドレスはありませんか。) → はい ・ いいえ ② 上記下の事業所でもいれたい事業所の場合も記入ください。 登録済みのメールアドレスはどうしますか？ → アドレス変更のため別表提出 ・ 別表せず追加で登録希望 アドレス記入欄 (正確に記述すること。アンダーバー・ハイフン、ゼロとOを区別して記述。)																
記入者	姓 名 氏 名 電 話 F A X																
事業所名 (法人番号)																	
〒(郵便番号)																	
所在地																	
電話番号	FAX番号																
担当者名 (氏名)	(職名)																

## ■ 計画作成担当者(介護支援専門員)の 資格管理

介護支援専門員の資格について、平成18年4月より、有効期間が定められた登録制度が設けられました。有効期間の更新には、所定の研修の受講→更新申請が必須です。更新申請を行わず、介護支援専門員業務に従事した場合は、介護保険法第69条の39第3項の規定により、介護支援専門員の登録を消除(取消し)となります。従事する介護支援専門員の資格管理(有効期間の把握・証の携行の指導等)に努め、有効期間の更新ができていない介護支援専門員に業務に従事させることのないよう、下記の点に十分ご留意願います。



詳しくは...

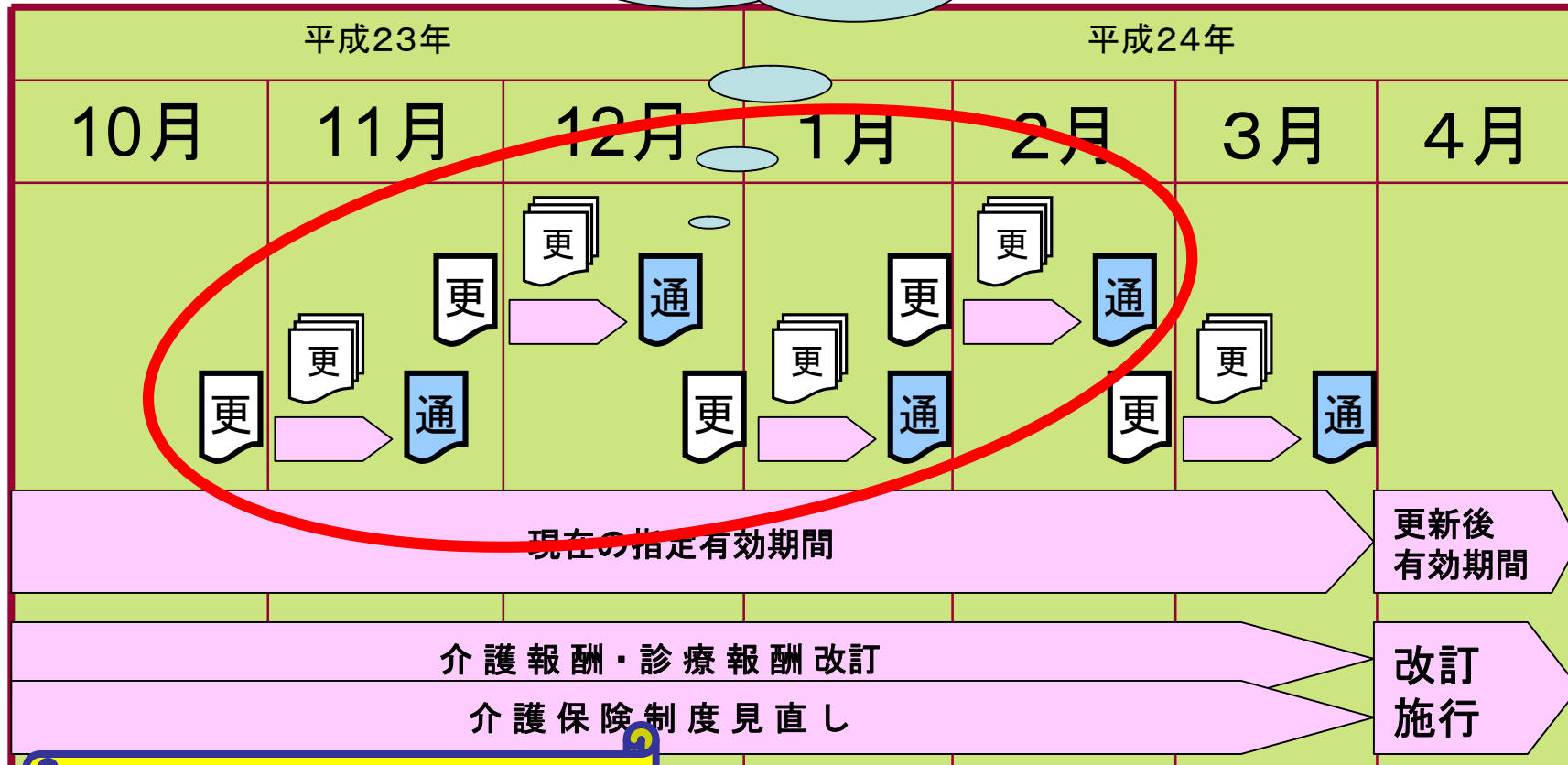
「介護支援専門員の資格管理について(平成22年度版)」を  
ご覧ください！





対応策《例》

更新時期を分けては...



夏頃に更新の取扱を決定、  
通知予定。

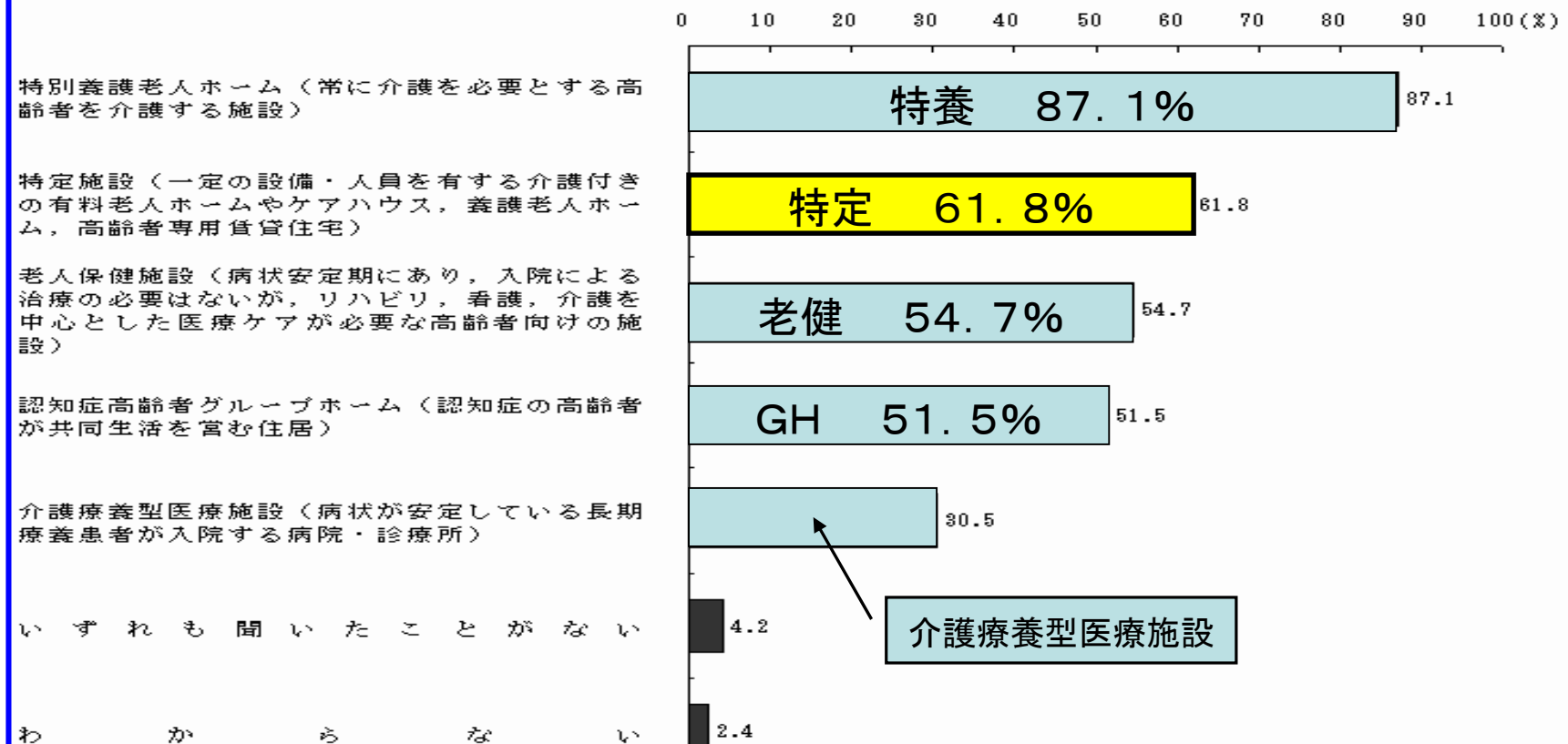
「平成24年3月31日で指定有効期間の6年を満了する  
介護予防サービスの更新手続について」を  
御覧ください。

# 12 「介護保険制度に関する世論調査」

Outline

## 自宅から住み替えて受ける介護保険サービス施設の周知度

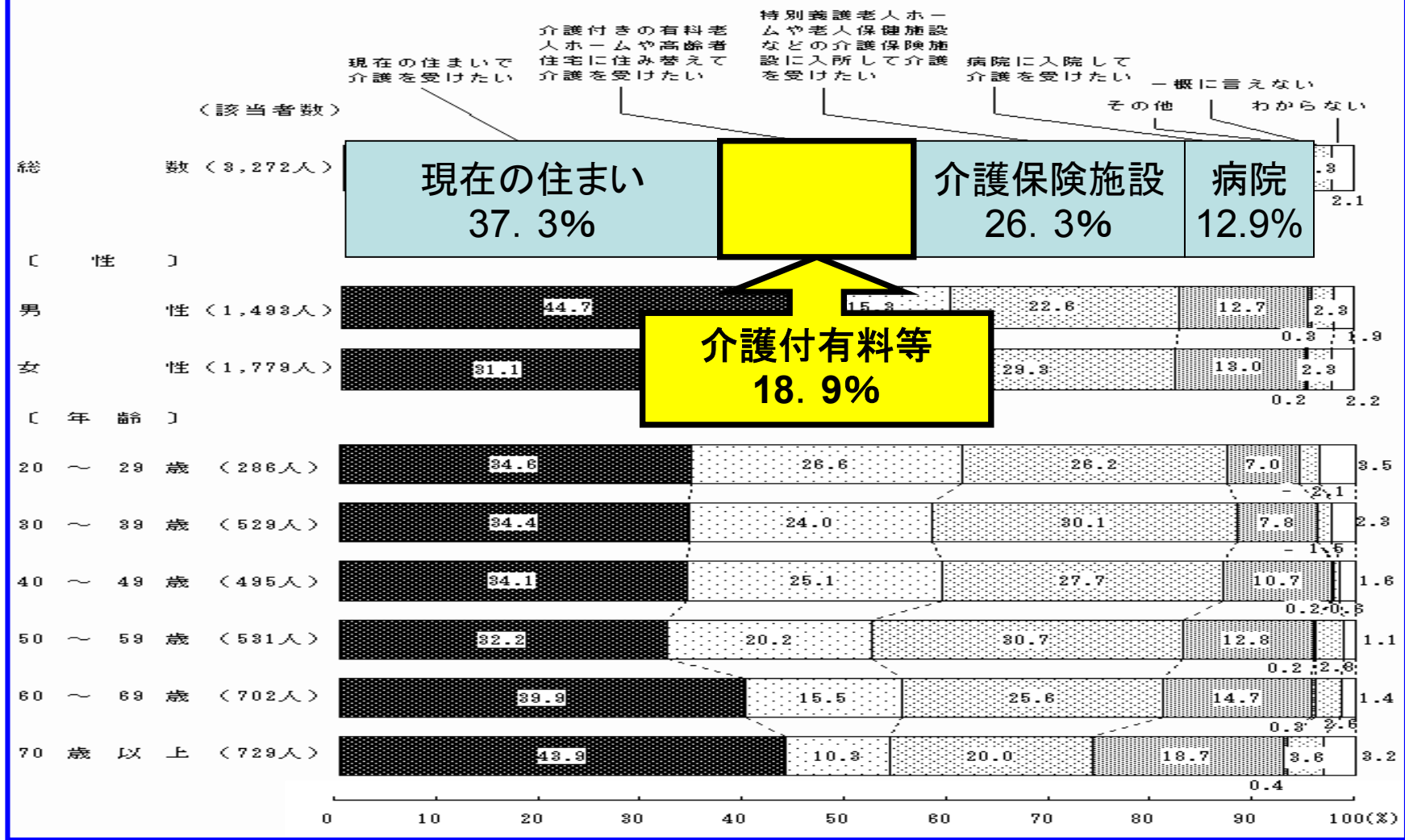
(複数回答)



内閣府大臣官房政府広報室  
 世論調査報告書 平成22年9月調査  
<http://www8.cao.go.jp/survey/h22/h22-kaigohoken/index.html>

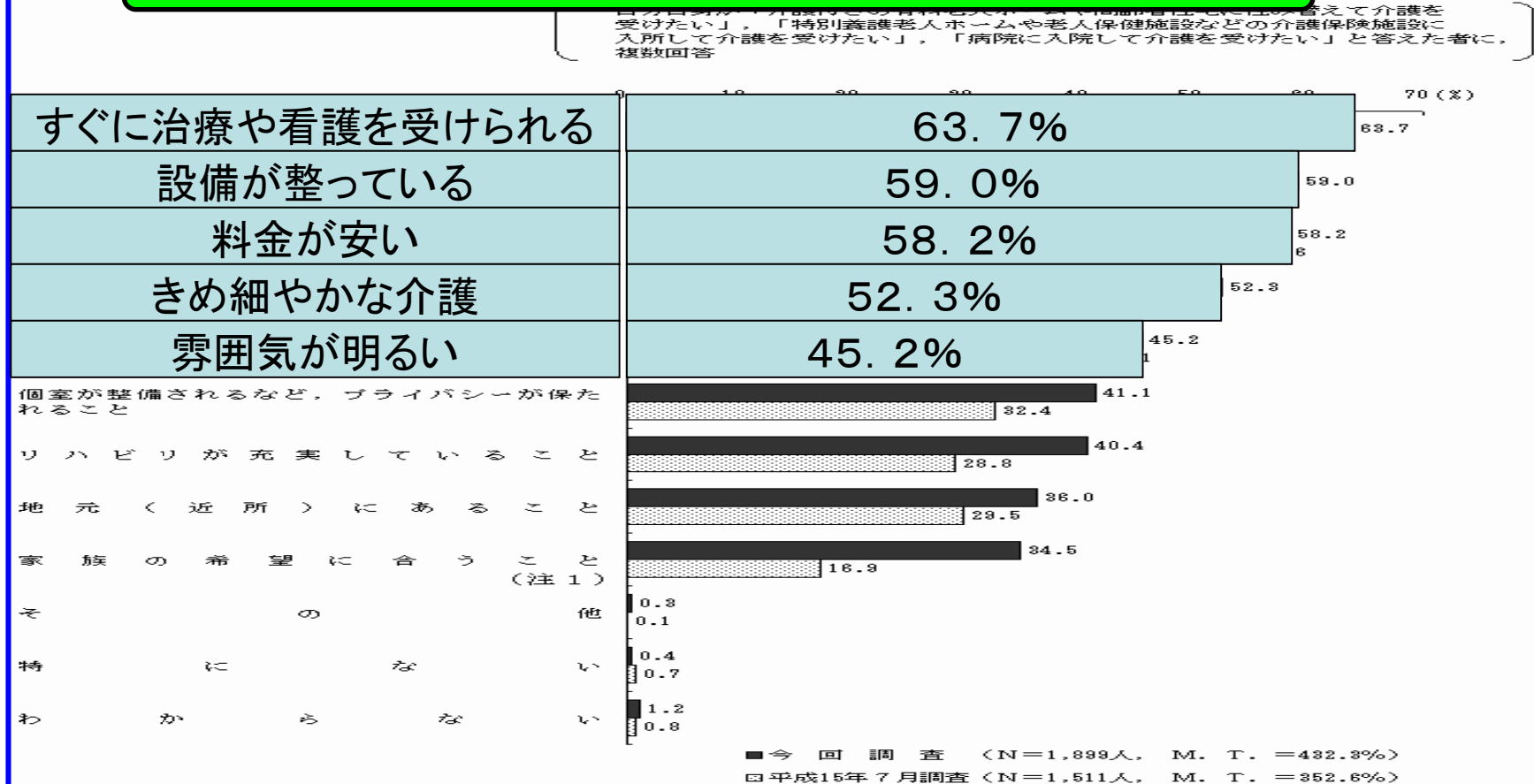
■ 総数 (N=3,272人, M. T. =292.2%)

自分自身が介護を受けたい場所



Outline

介護施設等を選ぶ際に重視する点

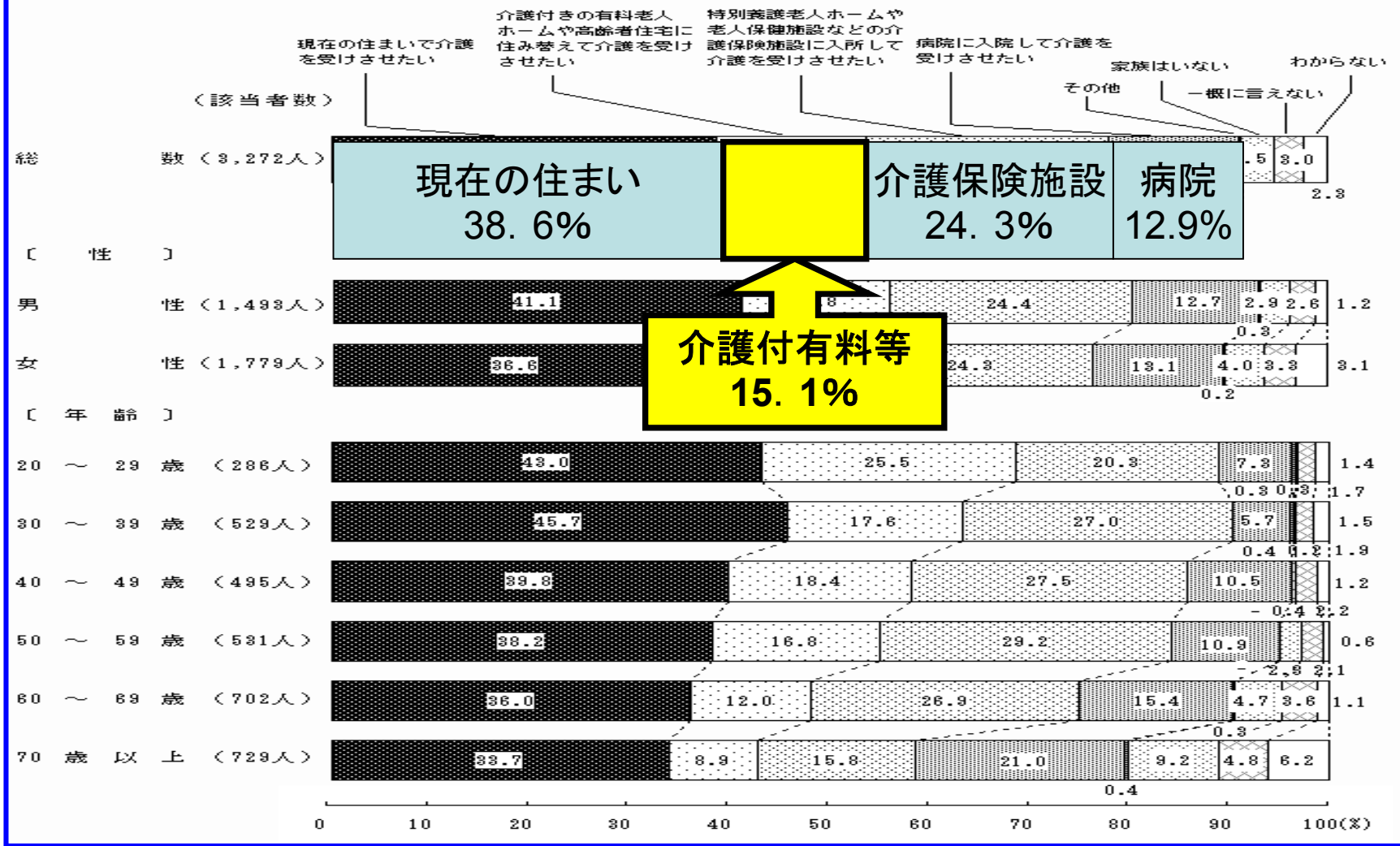


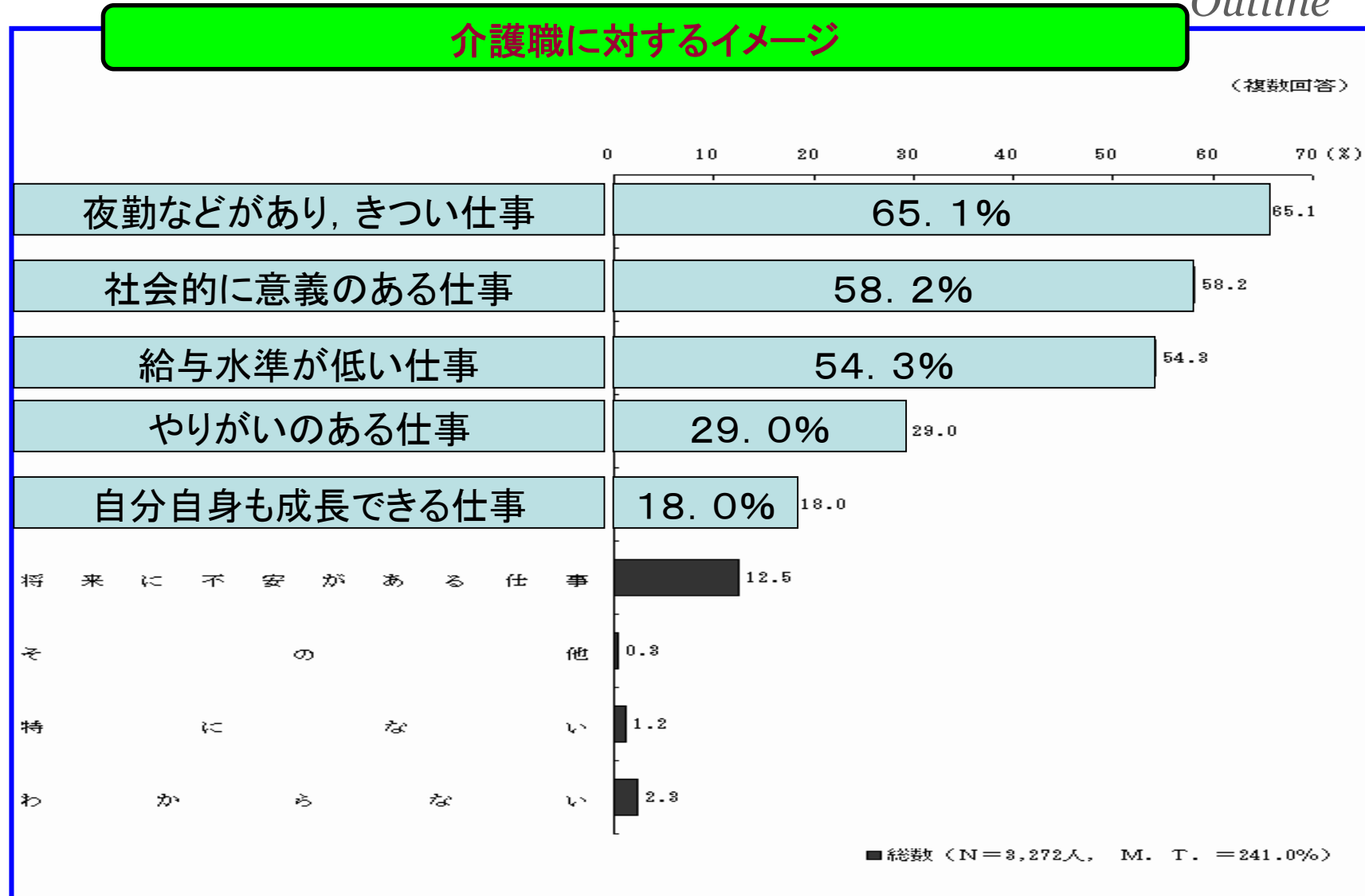
〈注1〉平成15年7月調査では、「自分の希望というよりは家族の希望に合うこと」となっている。

〈注2〉平成15年7月調査では、「仮に、あなたが老後に寝たきりや痴呆になり、介護が必要となった場合に、どこで介護を受けたいと思うか」について、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所したい」、「介護付きの有料老人ホームや痴呆性高齢者グループホーム（痴呆の高齢者が共同生活を営む住居）などに住み替えて介護を受けたい」と答えた者に、「あなたが施設を選ぶ際に重視したいことはどのようなことですか。この中からいくつでもあげてください。」と聞いている。

Outline

家族に介護を受けさせたい場所







# 13 お知らせ(労働局)

## 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

Outline

### I 介護労働者全体(訪問・施設)に共通する事項

項目	Point(最初に掲げられているもの)
(1) 労働条件の明示について	労働条件は書面で明示しましょう
(2) 就業規則について	就業規則を作成し、届け出ましょう
(3) 労働時間について	労働時間の適正な取扱いを徹底しましょう
(4) 休憩・休日について	休憩は確実に取得できるようにしましょう
(5) 賃金について	労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう
(6) 年次有給休暇について	非正規労働者にも年次有給休暇を付与しましょう
(7) 解雇・雇止めについて	解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続きを取りましょう
(8) 労働者名簿、賃金台帳について	労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう
(9) 安全衛生の確保について	衛生管理体制を整備しましょう
(10) 労働保険について	労働保険の手続きを取りましょう

### II 訪問介護労働者に関する事項

是非、ご活用ください。

介護労働者の雇用管理の改善に関する助成金等のご案内

締切日  
平成23年2月28日(月)

13 お知らせ  
(労働局) ②

Outline

◎介護労働者を使用する事業場における  
《労働条件チェックリスト》 抜粋

No	点検項目	結果○×
1	常時使用する労働者が10人以上なので、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている(老基89条) 【裏面1参照】 ※常時使用する労働者が10人未満であっても作成することが望ましい。	
2	パートタイム労働者や登録ホームヘルパーを雇用しているので、これに適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている(老基89条)	
3	就業規則を変更した場合は、1と同様に労働基準監督署に届け出ている。	

本チェックリストは事業所・施設ごとに御提出願います。

点検の結果、×印の項目は改善が必要です。

提出先  
問合せ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎  
岡山労働局 労働基準部 監督課  
電話 086-225-2015 FAX 086-231-6471